

岐阜県環境物品等調達方針

令和7年3月

岐阜県

岐阜県環境物品等調達方針

第1 目的

この調達方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条の規定に基づき、岐阜県（以下「県」という。）における環境に配慮した物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進するために必要な事項を定め、グリーン購入を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2 対象となる機関

岐阜県環境物品等調達方針（以下「調達方針」という。）に基づくグリーン購入は、全ての本庁各課及び現地機関を対象とする。

第3 基本的な考え方

県が行う物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、資源採取から廃棄までの全てのライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項について十分配慮する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物資の使用及び放出が削減されていること
- (2) 生産工程や使用時において資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 資源を持続可能な方法で採集し、かつ有効利用されていること
- (4) 長時間の使用又は再利用が可能であること
- (5) リサイクルを可能とする廃品の回収体制及び再加工工程が確立されていること
- (6) 再生素材を主に使用していること又は再使用部品を使用していること
- (7) 製品の廃棄に際し環境への負荷の軽減に配慮されていること
- (8) 調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量を必要最小限とすること

第4 特定調達品目

県が行う物品等の調達のうち、重点的に環境物品等の調達を推進する品目（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準は、別記のとおりとする。

第5 調達目標

特定調達品目については、環境物品等を使用することが困難等、やむを得ない事情がある場合を除き、原則としてすべて環境物品等を調達するものとする。

ただし、公共工事に関する環境物品等の調達については、長期的な耐久性や機能維持等に留意しつつ推進する必要があることから、目標設定について今後検討していくこととする。

第6 特定調達品目以外の物品等の調達

特定調達品目以外の物品等を調達する場合であっても、次に掲げる製品等を選択するなど、積極的に環境物品等の調達に努めるものとする

- (1) 「岐阜県リサイクル認定製品」、「エコマーク」、「国際エネルギースター」、「省エネルギー」等、第三者機関が認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもの
- (2) 「グリーン購入ネットワーク」が提供する「エコ商品ねっと」に掲載されている製品又はそのガイドラインに準拠した製品

第7 調達実績の取りまとめ及び公表

特定調達品目（公共工事を除く。）の調達実績については、これを取りまとめ、公表するものとする。

第8 普及促進

県は、環境物品等の情報の収集に努め、県民、事業者等に積極的に提供するなど、グリーン購入の普及促進に努めるものとする。

第9 グリーン購入の推進

調達方針に定めるもののほか、グリーン購入を推進するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この調達方針は、令和7年4月1日から適用する。

別 記

留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
A 紙類	(7品目) ・・・・・・・・	2
B 文具類	(86品目) ・・・・・・・・	3～5
C オフィス家具等	(12品目) ・・・・・・・・	5
D 画像機器等	(10品目) ・・・・・・・・	5
E 電子計算機等	(4品目) ・・・・・・・・	5
F オフィス機器等	(5品目) ・・・・・・・・	6
G 移動電話等	(3品目) ・・・・・・・・	6
H 家電製品等	(10品目) ・・・・・・・・	6
I 温水器等	(4品目) ・・・・・・・・	6
J 照明	(3品目) ・・・・・・・・	6
K 制服・作業服等	(4品目) ・・・・・・・・	7
L インテリア・寝装寝具	(11品目) ・・・・・・・・	7
M 作業手袋	(1品目) ・・・・・・・・	7
N その他繊維製品	(7品目) ・・・・・・・・	7
O 消火器	(1品目) ・・・・・・・・	7
P 災害備蓄用品	(11品目) ・・・・・・・・	8
Q 自動車等	(8品目) ・・・・・・・・	8
R 設備	(11品目) ・・・・・・・・	8～9
S 役務	(21品目) ・・・・・・・・	9
T ごみ袋等	(1品目) ・・・・・・・・	9
公共工事		
U 資材	(58品目) ・・・・・・・・	10～11
V 建設機械	(2品目) ・・・・・・・・	11
W 工法	(7品目) ・・・・・・・・	11
X 目的物	(3品目) ・・・・・・・・	11

計 290品目

留意事項

<p>1 用語の定義 判断の基準：調達しようとする品目について「環境物品等」を選定するための絶対条件。 したがって、本基準を満たさない物品等を選定した場合は、「環境物品等」を選定したものとみなされない。 なお、「岐阜県リサイクル認定製品」及び「エコマーク認定商品」については本基準を満たしているとみなすことができる。</p> <p>配慮事項：「環境物品等」を選定するための絶対条件ではないが、物品等を選定するにあたって配慮がすることが望ましい事項。 なお、本事項の条件を満たさない物品等であっても、上記基準を満たす物品等については、「環境物品等」を選定したものとみなされる。</p>
<p>2 国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国基本方針）の判断の基準等の準用について 判断の基準等について、「国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用」と定めている品目については、国基本方針に示された当該品目の判断の基準等（別添）を準用する。</p> <p>○国基本方針の掲示場所 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html ※ 調達方針の関係書類はRENTAI掲示板にも掲載します。 場所：RENTAIポータル－(10)掲示板－(120)会計事務－(45)グリーン、ハート、県産品</p>
<p>3 「グリーン購入法適合」商品について 各メーカーの商品カタログ等において「グリーン購入法適合」の旨が表示されている商品は、グリーン購入法に基づく国基本方針に示された判断の基準等に適合した商品となる。 調達方針は、概ね国基本方針の判断の基準等を準用しており、「グリーン購入法適合」商品は調達方針における判断の基準等を満たしているとみなすことができる。</p>
<p>4 物品等の選定にあたって参考となるサイト</p> <ul style="list-style-type: none">○グリーン購入法. net（環境省） http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/○岐阜県リサイクル認定製品（岐阜県） http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/recycle/11225/○エコマーク認定商品情報（公益財団法人日本環境協会） http://www.ecomark.jp/○国際エネルギースタープログラム（経済産業省） http://www.energystar.go.jp/○省エネ型製品情報サイト（経済産業省） http://www.seihinjyoho.go.jp/○エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク） http://www.gpn.jp/econet/

A 紙類

(7品目)

【情報用紙】

品目名	判断の基準等
コピー用紙	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (2. 紙類)
フォーム用紙	
インクジェットカラープリンター用塗工紙	

【印刷用紙】

品目名	判断の基準等
塗工されていない印刷用紙	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (2. 紙類)
塗工されている印刷用紙	

【衛生用紙】

品目名	判断の基準等
トイレットペーパー	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (2. 紙類)
ティッシュペーパー	

B 文具類

(86 品目)

文具類に共通する判断の基準等	
国基本方針における「文具類共通」の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (3. 文具類)	
品目名	品目毎の判断の基準等
シャープペンシル	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (3. 文具類)
シャープペンシル替芯	
ボールペン	
マーキングペン	
鉛筆	
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー	
ステープラー (汎用型以外)	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ (布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット (玉)	
マグネット (バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	
鉛筆削 (手動)	
OAクリーナー (ウェットタイプ)	
OAクリーナー (液タイプ)	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	

品目名	品目毎の判断の基準等
OAフィルター（枠あり）	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用（3. 文具類）
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり（液状）（補充用を含む。）	
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
のり（固形）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
※ファイル又はバインダーの補充用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	
窓付き封筒（紙製）	
けい紙	
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	
タックラベル	
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用カセット	
テープ印字機等用テープ	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	
グラウンド用白線	
梱包用バンド	

品目名	品目毎の判断の基準等
文書保存箱	(岐阜県独自品目) 国基本方針における「文具類共通」の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (3. 文具類)

C オフィス家具等

(12 品目)

品目名	判断の基準等
いす	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (4. オフィス家具等)
机 ※県規格によるものは除く	
棚	
収納用什器 (棚以外)	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
個室ブース	
ディスプレイスタンド	

D 画像機器等

(10 品目)

品目名	判断の基準等
コピー機	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (5. 画像機器等) ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機については、 国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基 準値2)及び【配慮事項】を準用
複合機	
拡張性のあるデジタルコピー機	
プリンタ	
プリンタ複合機	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
トナーカートリッジ	
インクカートリッジ	

E 電子計算機等

(4 品目)

品目名	判断の基準等
電子計算機	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (6. 電子計算機等)
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	

F オフィス機器等

(5品目)

品目名	判断の基準等
シュレッダー	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (7. オフィス機器等)
デジタル印刷機	
掛時計	
電子式卓上計算機	
一次電池又は小形充電式電池	

G 移動電話等

(3品目)

品目名	判断の基準等
携帯電話	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (8. 移動電話等)
PHS	
スマートフォン	

H 家電製品等

(10品目)

品目名	判断の基準等
電気冷蔵庫	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (9. 家電製品、10. エアコンディショナー等) ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、業務用エアコンディショナーについては、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	
家庭用エアコンディショナー	
業務用エアコンディショナー	
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

I 温水器等

(4品目)

品目名	判断の基準等
ヒートポンプ式電気給湯器	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (11. 温水器等) ※ガス温水機器、石油温水機器については、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

J 照明

(3品目)

品目名	判断の基準等
LED照明器具	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (12. 照明) ※LED照明器具については、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
LEDを光源とした内照式表示灯	
電球形LEDランプ	

K 制服・作業服等

(4 品目)

品目名	判断の基準等
制服	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (15. 制服・作業服等)
作業服	
帽子	
靴	

L インテリア・寝装寝具

(11 品目)

品目名	判断の基準等
カーテン	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (16. インテリア・寝装寝具) ※タイルカーペットについては、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
布製ブラインド	
金属製ブラインド	
タイルカーペット	
ニードルパンチカーペット	
タフテッドカーペット	
織じゅうたん	
毛布	
ふとん	
ベッドフレーム	
マットレス	

M 作業手袋

(1 品目)

品目名	判断の基準等
作業手袋	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (17. 作業手袋)

N その他繊維製品

(7 品目)

品目名	判断の基準等
集会用テント	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (18. その他繊維製品)
ブルーシート	
防球ネット	
旗	
のぼり	
幕	
モップ	

O 消火器

(1 品目)

品目名	判断の基準等
消火器	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (14. 消火器)

P 災害備蓄用品

(11品目)

※再掲の5品目を除く

品目名	判断の基準等
災害備蓄用飲料水	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (20. 災害備蓄用品) ※新規追加：備蓄用作業服 ※災害備蓄用飲料水については、国基本方針における当該品の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
アルファ化米	
保存パン	
乾パン	
レトルト食品等	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	
備蓄用作業服	
非常用携帯燃料	
携帯発電機	
非常用携帯電源	
毛布 ※再掲	
作業手袋 ※再掲	
テント ※再掲	
ブルーシート ※再掲	
一次電池 ※再掲	

Q 自動車等

(8品目)

品目名	判断の基準等
乗用車	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (13. 自動車等) ※岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画に基づき調達 ※小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤについては、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
小型バス	
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラクタ	
乗用車用タイヤ	
2サイクルエンジン油	

R 設備

(11品目)

品目名	判断の基準等
太陽光発電システム(公共・産業用)	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (19. 設備) ※太陽熱利用システム(公共・産業用)については、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
太陽熱利用システム(公共・産業用)	
燃料電池	
エネルギー管理システム	
生ゴミ処理機	
節水機器	
給水栓	
日射調整フィルム	
低放射フィルム	

テレワーク用ライセンス	
Web会議システム	

S 役務

(21 品目)

品目名	判断の基準等
省エネルギー診断	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (22. 役務) ※印刷、食堂については、国基本方針における当該品目の【判断の基準】(基準値1又は基準値2)及び【配慮事項】を準用
印刷	
食堂	
自動車専用タイヤ更生	
自動車整備	
庁舎管理	
植栽管理	
加煙試験	
清掃	
タイルカーペット洗浄	
機密文書処理	
害虫防除	
輸配送	
旅客輸送	
庁舎等において営業を行う小売業務	
クリーニング	
飲料自動販売機設置	
引越輸送	
会議運営	
印刷機能等提供業務	
産業廃棄物処理	(岐阜県独自品目) 【判断の基準】 ○産業廃棄物の委託処理業者への引き渡しにあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に代えて、電子マニフェストを利用すること。 【配慮事項】 ○産業廃棄物処理の委託にあたっては、再生利用が可能な処理業者へ委託するよう努めること。

T ごみ袋等

(1 品目)

品目名	判断の基準等
プラスチック製ごみ袋	国基本方針における当該品目の【判断の基準】 及び【配慮事項】を準用 (23. ごみ袋等)

公共工事

U 資材

(58 品目)

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (21. 公共工事)
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	地盤改良用鉄鋼スラグ	
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	中温化アスファルト混合物	
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
小径丸太材	間伐材	
混合セメント	高炉セメント	
	フライアッシュセメント	
セメント	エコセメント	
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	下塗用塗料（重防食）	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	
防水	高日射反射率防水	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
園芸資材	バークたい肥	
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
道路照明	LED道路照明	
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	セラミックタイル	
建具	断熱サッシ・ドア	
製材等	製材	
	集成材	
	合板	
	単板積層材	
フローリング	直交集成材	
	フローリング	

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質ボード	パーティクルボード	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (21. 公共工事)
	繊維板	
	木質系セメント板	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
ビニル系床材	ビニル系床材	
断熱材	断熱材	
照明機器	照明制御システム	
変圧器	変圧器	
空調用機器	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和器	
	送風機	
	ポンプ	
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
衛生器具	自動水栓	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	大便器	
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	

V 建設機械

(2品目)

品目名	判断の基準等
排出ガス対策型建設機械	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (21. 公共工事)
低騒音型建設機械	

W 工法

(7品目)

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用法	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (21. 公共工事)
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層）	路上表層再生工法	
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	

X 目的物

(3品目)

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	国基本方針における当該品目の【判断の基準】及び【配慮事項】を準用 (21. 公共工事)
	透水性舗装	
屋上緑化	屋上緑化	